あま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 (あま市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 あま市国民健康保険税条例(平成22年あま市条例第64号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.98」を「100分の5.32」に改める。

第4条中「100分の18.4」を「100分の13.8」に改める。

第5条中「2万5,600円」を「2万5,700円」に改める。

第5条の2第1号中「1万9,600円」を「1万9,200円」に改め、同条第2号中「9,800円」を「9,600円」に改め、同条第3号中「1万4,700円」を「1万4,400円」に改める。

第6条中「100分の1.82」を「100分の1.96」に改める。

第7条中「100分の4」を「100分の3」に改める。

第7条の2中「7,600円」を「8,100円」に改める。

第7条の3第1号中「6,000円」を「6,100円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,050円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「4,575円」に改める。

第8条中「100分の1.41」を「100分の1.58」に改める。

第9条中「100分の5.6」を「100分の4.2」に改める。

第9条の2中「9,400円」を「9,700円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「5,400円」に改める。

第23条第1号ア中「1万7,920円」を「1万7,990円」に改め、 同号イ(ア)中「1万3,720円」を「1万3,440円」に改め、同号イ (イ)中「6,860円」を「6,720円」に改め、同号イ(ウ)中「1万29 0円」を「1万80円」に改め、同号ウ中「5,320円」を「5,670 円」に改め、同号x(7)中「4,200円」を「4,270円」に改め、同 号工(4)中「2,100円」を「2,135円」に改め、同号工(ウ)中「3, 150円」を「3,203円」に改め、同号オ中「6,580円」を「6, 790円」に改め、同号カ中「3,850円」を「3,780円」に改め、 同条第2号ア中「1万2,800円」を「1万2,850円」に改め、同号 イ(ア)中「9,800円」を「9,600円」に改め、同号イ(イ)中「4,9 00円」を「4,800円」に改め、同号イ(ウ)中「7,350円」を「7, 200円 に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,050円」に改め、 同号エ(7)中「3,000円」を「3,050円」に改め、同号エ(4)中「1, 500円」を「1,525円」に改め、同号エ(ウ)中「2,250円」を 「2,288円」に改め、同号オ中「4,700円」を「4,850円」に 改め、同号カ中「2,750円」を「2,700円」に改め、同条第3号ア 中「5,120円」を「5,140円」に改め、同号イ(ア)中「3,920 円」を「3,840円」に改め、同号イ(4)中「1,960円」を「1,9 20円」に改め、同号イ(ウ)中「2,940円」を「2,880円」に改め、 同号ウ中「1,520円」を「1,620円」に改め、同号エ(ア)中「1,200円」を「1,220円」に改め、同号エ(イ)中「600円」を「610円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「915円」に改め、同号オ中「1,880円」を「1,940円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,080円」に改める。

(あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成31年あま市 条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、令和2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。